

令和 7 年 9 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	報告第 5 号	令和 6 年度太田市一般会計継続費精算報告書について	1
2	報告第 6 号	令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について	3
3	議案第 8 0 号	太田市教育委員会委員任命の同意について	6
4	議案第 8 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	7
5	議案第 8 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	8
6	議案第 8 3 号	令和 6 年度太田市一般会計歳入歳出決算認定について	9 (別冊)
7	議案第 8 4 号	令和 6 年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 0 (別冊)
8	議案第 8 5 号	令和 6 年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 1 (別冊)
9	議案第 8 6 号	令和 6 年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 (別冊)
1 0	議案第 8 7 号	令和 6 年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 (別冊)
1 1	議案第 8 8 号	令和 6 年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 4 (別冊)
1 2	議案第 8 9 号	令和 6 年度太田市下水道事業等会計決算認定について	1 5 (別冊)
1 3	議案第 9 0 号	令和 7 年度太田市一般会計補正予算（第 3 号）について	1 6 (別冊)
1 4	議案第 9 1 号	令和 7 年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 5	議案第 9 2 号	令和 7 年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	
1 6	議案第 9 3 号	令和 7 年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第 1 号）について	

番号	議案番号	件名	ページ
17	議案第94号	令和7年度太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	16 (別冊)
18	議案第95号	令和7年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について	
19	議案第96号	令和7年度太田市下水道事業等会計補正予算（第1号）について	
20	議案第97号	太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について	17
21	議案第98号	太田市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の廃止について	19
22	議案第99号	太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	20
23	議案第100号	太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	24
24	議案第101号	太田市建設工事等資金貸付条例の一部改正について	27
25	議案第102号	太田市学習文化センター条例の一部改正について	28
26	議案第103号	太田市体育施設条例の一部改正について	31
27	議案第104号	太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	32
28	議案第105号	太田市営住宅条例の一部改正について	33
29	議案第106号	財産の取得について（内部情報系端末）	34
30	議案第107号	財産の取得について（軽自動車）	36
31	議案第108号	財産の取得について（学校給食用食器類）	38
32	議案第109号	市道路線の廃止及び認定について	40 (別冊)

報告第5号

令和6年度太田市一般会計継続費精算報告書について

令和6年度太田市一般会計継続費に係る（仮称）太田西複合拠点公共施設建設事業ほか4事業が完了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、報告する。

令和7年9月4日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和6年度太田市一般会計継続費精算報告書（別紙のとおり）

令和6年度太田市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体			計 画			実 績			比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳					
					特定財源	一般財源			特定財源	一般財源			特定財源	一般財源				
						国県支出金	地方債			その他	国県支出金			地方債	その他	国県支出金	地方債	その他
2 総務費	1 総務管理費	(仮称) 太田西複合 拠点公共施設建設事 業	4	431,100,000	0	230,100,000	0	201,000,000	364,785,980	0	167,200,000	0	197,585,980	66,314,020	0	62,900,000	0	3,414,020
			5	1,063,783,000	0	1,010,300,000	300,000	53,183,000	438,951,920	0	404,200,000	300,000	34,451,920	624,831,080	0	606,100,000	0	18,731,080
			6	1,438,129,000	0	1,151,500,000	0	286,629,000	2,108,414,176	0	1,743,900,000	100,000	364,414,176	△ 670,285,176	0	△ 592,400,000	△ 100,000	△ 77,785,176
			計	2,933,012,000	0	2,391,900,000	300,000	540,812,000	2,912,152,076	0	2,315,300,000	400,000	596,452,076	20,859,924	0	76,600,000	△ 100,000	△ 55,640,076
4 衛生費	2 清掃費	一般廃棄物選別施設 整備事業	4	152,614,000	49,135,000	88,400,000	0	15,079,000	152,614,000	49,135,000	87,700,000	0	15,779,000	0	0	700,000	0	△ 700,000
			5	931,414,000	308,936,000	560,200,000	0	62,278,000	829,257,000	275,671,000	488,900,000	0	64,686,000	102,157,000	33,265,000	71,300,000	0	△ 2,408,000
			6	457,524,000	96,063,000	301,800,000	0	59,661,000	449,056,300	86,951,000	275,100,000	0	87,005,300	8,467,700	9,112,000	26,700,000	0	△ 27,344,300
			計	1,541,552,000	454,134,000	950,400,000	0	137,018,000	1,430,927,300	411,757,000	851,700,000	0	167,470,300	110,624,700	42,377,000	98,700,000	0	△ 30,452,300
8 土木費	5 住宅費	市内公営住宅集約促 進事業（大島市営住 宅1期）	4	174,971,000	61,240,000	0	0	113,731,000	71,720,000	0	0	0	71,720,000	103,251,000	61,240,000	0	0	42,011,000
			5	477,708,000	175,267,000	302,400,000	0	41,000	537,097,000	253,215,000	0	0	283,882,000	△ 59,389,000	△ 77,948,000	302,400,000	0	△ 283,841,000
			6	356,293,000	103,736,000	252,500,000	0	57,000	273,911,000	104,706,000	146,700,000	0	22,505,000	82,382,000	△ 970,000	105,800,000	0	△ 22,448,000
			計	1,008,972,000	340,243,000	554,900,000	0	113,829,000	882,728,000	357,921,000	146,700,000	0	378,107,000	126,244,000	△ 17,678,000	408,200,000	0	△ 264,278,000
8 土木費	5 住宅費	市内公営住宅集約促 進事業（鳥之郷市営 住宅1期）	5	155,992,000	57,218,000	98,700,000	0	74,000	126,621,000	63,310,000	0	0	63,311,000	29,371,000	△ 6,092,000	98,700,000	0	△ 63,237,000
			6	371,867,000	110,521,000	261,300,000	0	46,000	335,415,300	140,827,000	194,500,000	0	88,300	36,451,700	△ 30,306,000	66,800,000	0	△ 42,300
			計	527,859,000	167,739,000	360,000,000	0	120,000	462,036,300	204,137,000	194,500,000	0	63,999,300	65,822,700	△ 36,398,000	165,500,000	0	△ 63,279,300
			4	409,080,000	0	272,000,000	18,081,000	118,999,000	351,468,700	0	0	15,230,000	336,238,700	57,611,300	0	272,000,000	2,851,000	△ 217,238,700
9 消防費	1 消防費	西部消防署庁舎等建 設事業	5	63,173,000	0	47,300,000	0	15,873,000	71,352,600	0	0	0	71,352,600	△ 8,179,600	0	47,300,000	0	△ 55,479,600
			6	21,138,000	0	15,800,000	0	5,338,000	68,409,000	0	0	0	68,409,000	△ 47,271,000	0	15,800,000	0	△ 63,071,000
			計	493,391,000	0	335,100,000	18,081,000	140,210,000	491,230,300	0	0	15,230,000	476,000,300	2,160,700	0	335,100,000	2,851,000	△ 335,790,300

報告第6号

令和6年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月4日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和6年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について
(別紙のとおり)

令和6年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

1 健全化判断比率

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によるもの)

(単位：％)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	11.26	20.00
② 連結実質赤字比率	—	16.26	30.00
③ 実質公債費比率	5.3	25.0	35.0
④ 将来負担比率	25.6	350.0	

- ・①実質赤字比率は「なし」ですが、黒字の程度は5.43％です。
- ・②連結実質赤字比率は「なし」ですが、黒字の程度は8.87％です。
- ・早期健全化基準は、市町村の財政規模等により設定された数値で、この基準を超えた場合は、財政健全化計画の策定等が必要になります。
- ・財政再生基準は、市町村に設定された数値で、この基準を超えた場合は、財政再生計画の策定等が必要になります。

2 資金不足比率

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によるもの)

(単位：％)

区 分	下水道事業等会計	太陽光発電事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

- ・各会計とも資金不足は発生していないため、資金不足比率は「なし」です。

算定方法

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額
一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 標準財政規模：49,207,316千円（令和6年度）

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額
ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \quad \text{（3か年平均）}$$

- 準元利償還金
満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもののほか

$$\text{④将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- 将来負担額
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額ほか

（公営企業）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

議案第 80 号

太田市教育委員会委員任命の同意について

次の者を太田市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 8 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員原節子は、令和 7 年 1 2 月 3 1 日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 8 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員野村克明は、令和 7 年 1 2 月 3 1 日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 83 号

令和 6 年度太田市一般会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度太田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 6 年度太田市一般会計歳入歳出決算について 別冊

議案第 84 号

令和 6 年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 6 年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について 別冊

議案第 85 号

令和 6 年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 6 年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
別冊

議案第 86 号

令和 6 年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 6 年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算について 別冊

議案第 87 号

令和 6 年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に
より、令和 6 年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委
員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 6 年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算について 別冊

議案第 88 号

令和 6 年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 6 年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算について
別冊

議案第 89 号

令和 6 年度太田市下水道事業等会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度太田市下水道事業等会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

令和 6 年度太田市下水道事業等会計決算について 別冊

議案第 90 号 令和 7 年度太田市一般会計補正予算（第 3 号）について 別冊

議案第 91 号 令和 7 年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について 別冊

議案第 92 号 令和 7 年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について 別冊

議案第 93 号 令和 7 年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第 1 号）について 別冊

議案第 94 号 令和 7 年度太田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について 別冊

議案第 95 号 令和 7 年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について 別冊

議案第 96 号 令和 7 年度太田市下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について 別冊

議案第 97 号

太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について
太田市外三町広域清掃組合規約（平成 11 年群馬県指令地第 138 号）の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり太田市外三町広域清掃組合構成市町間において協議の上定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議書
太田市外三町広域清掃組合規約（平成 11 年群馬県指令地第 138 号）を下記の太田市外三町広域清掃組合規約の一部を改正する規約により変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、構成市町が協議の上定めるものとする。

記

太田市外三町広域清掃組合規約の一部を改正する規約
太田市外三町広域清掃組合規約（平成 11 年群馬県指令地第 138 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

太田市外三町清掃斎場組合規約
第 1 条中「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場

組合」に改める。

第3条第4号中「(太田市斎場及び大泉町外二町斎場に係るものを除く。)」を削る。

第4条中「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改める。

第12条第2項第1号中「経常費」を「清掃経常費」に改め、同項第2号中「ごみ焼却施設建設事業費」を「清掃建設事業費」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和8年7月1日から施行する。

令和 年 月 日

太田市長	穂	積	昌	信
千代田町長	高	橋	純	一
大泉町長	村	山	俊	明
邑楽町長	橋	本	光	規

議案第 98 号

太田市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金
条例の廃止について

太田市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例
を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金
条例を廃止する条例

太田市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例
(令和 3 年太田市条例第 2 号) は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 99 号

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年太田市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 3 項まで」の次に「及び第 16 条の 3 第 1 項」を加え、同条第 4 項中「第 3 項まで」の次に「及び第 16 条の 3 第 1 項」を加え、「、第 2 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり」を削り、「前項」を「前 2 項」に改める。

第 12 条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第 16 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 18 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 16 条の 3 子育て部分休暇は、職員が小学校就学の始期から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育す

るため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第18条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、太田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年太田市条例第53号）第14条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 太田市職員の育児休業等に関する条例第14条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項にお

いて「対象職員」という。) に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の必要な措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第100号

太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
太田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月4日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
太田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年太田市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第10条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条及び第12条において同じ」を加える。

第11条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第11条第2項中「）又は」を「）、」に改め、「（以下「介護時間」という。）」の次に「又は同条例第16条の3第1項の規定による子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「が育児時間又は」を「が育児時間、」に、

「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め、「という。）」の次に「又は子育て部分休暇」を加え、「当該育児時間又は」を「当該育児時間、」に改め、「当該介護をするための時間」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第11条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第11条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第11条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第11条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間

数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第11条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出をした時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第12条第1項中「）が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第13条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第13条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の太田市職員の育児休業等に関する条例第11条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第101号

太田市建設工事等資金貸付条例の一部改正について
太田市建設工事等資金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月4日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市建設工事等資金貸付条例の一部を改正する条例
太田市建設工事等資金貸付条例（平成17年太田市条例第74号）
の一部を次のように改正する。

第4条中「130万円以上で」を「200万円を超え」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の太田市建設工事等資金貸付条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に契約締結した案件について適用し、同日前に契約締結した案件については、なお従前の例による。

議案第102号

太田市学習文化センター条例の一部改正について
太田市学習文化センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月4日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市学習文化センター条例の一部を改正する条例
太田市学習文化センター条例（平成17年太田市条例第132号）
の一部を次のように改正する。

第7条に次の1号を加える。

(3) 許可を受けた目的以外の目的に利用すること又は利用権を譲渡し、若しくは転貸すること。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

単位：円

利用区分 \ 利用時間				午 前	午 後	夜 間	1 日
				9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～21 時	9 時～21 時
視聴覚ホール	平 日	入場料・ 会費等 無	利 用	9,200	12,200	12,200	33,600
			準 備・ 練 習	1,840	2,440	2,440	6,720
		入場料・ 会費等 有	利 用	13,800	18,300	18,300	50,400
			準 備・ 練 習	1,840	2,440	2,440	6,720
	土 曜 日 曜 休 日	入場料・ 会費等 無	利 用	10,120	13,420	13,420	36,960
			準 備・ 練 習	2,020	2,680	2,680	7,380
		入場料・ 会費等 有	利 用	15,180	20,130	20,130	55,440
			準 備・ 練 習	2,020	2,680	2,680	7,380

展示ギャラリー	入場料・会費等 無	4,300	5,400	5,400	15,100
	入場料・会費等 有	6,450	8,100	8,100	22,650
第1 研修室	入場料・会費等 無	1,700	2,200	2,200	6,100
	入場料・会費等 有	2,550	3,300	3,300	9,150
第2 研修室	入場料・会費等 無	700	900	900	2,500
	入場料・会費等 有	1,050	1,350	1,350	3,750

備考

- 1 当該区分には、準備、練習及び後片付け等利用に必要な一切の時間を含むものとする。
- 2 利用時間をやむを得ず超過した場合は、超過時間1時間につきこの表に規定する使用料の100分の30の額を徴収する。また、1時間未満の端数は1時間とみなす。
- 3 この表において休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第2（第8条関係）

単位：円

附属設備等	単位	使用料
ピアノ	1台	3,200
エレクトーン	1台	1,100
講演台（脇台含む。）	1台	600
司会者台	1台	200
指揮者台	1台	200
譜面台	1台	50
視聴覚ホール用机	1台	50
視聴覚ホール用折りたたみ椅子	1脚	50
びょうぶ	1双	1,100
平台	1枚	100
ひもせん	1枚	50
視聴覚ホール拡声装置	1式	1,600
ワイヤレスマイクロホン	1台	500
マイクロホン	1台	300
マイクロホンスタンド	1台	300

三点つりマイクロホン	1台	700
テープレコーダー	1台	500
コンパクトディスクプレーヤー	1台	500
スポットライト (1キロワット)	1台	200
ボーダーライト	1列	500
アッパーホリゾンライト	1式	1,100
ロアーホリゾンライト	1台	500
ピンスポットライト	1台	1,100
第1研修室拡声装置	1式	500
レクチャーテーブル (アンプ付き)	1卓	300
展示ギャラリー用 スポットライト	1台	20
ギャラリー用展示台	1台	無料

備考

- 1 使用料の額は、午前、午後又は夜間それぞれ1回の利用につき納付する額とし、1日の利用をする場合は、当該使用料の額に3を乗じて得た額を使用料の額とする。次項に掲げる利用についても、同様とする。
- 2 利用者が施設内に器具等を持ち込んで、当該施設の電気を使用した場合は、それぞれ当該器具等の定格消費電力1キロワットにつき200円を徴収する。
- 3 ピアノの調律料は、別に実費を徴収する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第103号

太田市体育施設条例の一部改正について
太田市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月4日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市体育施設条例の一部を改正する条例
太田市体育施設条例（平成17年太田市条例第144号）の一部を
次のように改正する。

別表第1 新田体育施設の部太田市新田プールの項を削る。

別表第2 中

「 (5) 太田市新田プール

区分	使用料	備 考
一般使用料	1回 50 円	中学生以下(4歳未満は、無料とする。)
	1回 100 円	その他の者
専用使用料	1,000 円	1時間当たり

を

(6) 太田市新田武道館

」

「(5) 太田市新田武道館」に、「(7) 太田市新田サッカー場」を「(6) 太田市新田サッカー場」
に、「(8) エアリススケートパーク太田」を「(7) エアリススケートパーク太田」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第104号

太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月4日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年太田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第105号

太田市営住宅条例の一部改正について
太田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月4日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市営住宅条例の一部を改正する条例
太田市営住宅条例（平成17年太田市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

第60条第1項中「第56条第1項に定める区画」を「駐車場」に、「自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証明する書面」を「自動車の保管場所として駐車場を使用する権原を有することを証明する書面」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第60条の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

議案第106号

財産の取得について

次のとおり内部情報系端末及びディスプレイを取得するものとする。

令和7年9月4日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得財産 | 内部情報系端末（デスクトップ型） 7組
内部情報系端末（ノート型） 327台
ディスプレイ 12台 |
| 2 | 取得の目的 | 耐用年数を経過した庁内の内部情報系端末及びディスプレイを更新するため |
| 3 | 取得予定価格 | 30,030,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 太田市西本町59番16号
株式会社カワムラ
代表取締役 小板橋 勉 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

内部情報系端末（デスクトップ型） 7組

内部情報系端末（ノート型） 327台

ディスプレイ 12台

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和8年2月27日まで

3 指名競争入札指名業者

株式会社強戸柳文（辞退）

株式会社シモヤマ

株式会社カワムラ

株式会社シー・ビー・エス

株式会社エイコー社（辞退）

有限会社アマガサ（辞退）

有限会社おかの（辞退）

村山包装株式会社（辞退）

議案第107号

財産の取得について
次のとおり公用車を取得するものとする。

令和7年9月4日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 軽自動車 14台 |
| 2 取得の目的 | 買い物困難高齢者支援事業（お買い物クラブ）
の業務の用に供するため |
| 3 取得価格 | 23,177,000円 |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 太田市大島町1118番地12
株式会社河田自動車
代表取締役 河 田 樹 哉 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

項 目	内 容
車両の種類	スバル シフォンG
車両総重量	9 1 0 k g
エンジン	直列3気筒DOHC 1 2バルブ
総排気量	6 5 8 c c
最高出力	5 2 P S / 6 9 0 0 r p m
トランスミッション	2WD / C V T
定員	4名

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和8年3月31日まで

3 配置先

市内全14行政センター

4 指名競争入札指名業者

有限会社飯田モータース（辞退）

株式会社栗原モータース

株式会社河田自動車

有限会社協立自動車（辞退）

株式会社三栄自動車（失格）

ワシントンモーターズ株式会社

F Kエンジニアリング株式会社（辞退）

議案第 108 号

財産の取得について
次のとおり学校給食用食器類を整備するものとする。

令和7年9月4日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 取 得 財 産 | 深皿及びスプーン |
| 2 | 取 得 の 目 的 | 長年の使用で劣化が著しくなった学校給食用食器類を整備するもの |
| 3 | 取得予定価格 | 45,214,400円 |
| 4 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 群馬県高崎市和田多中町13番1号
株式会社中西製作所群馬営業所
所長 藤 原 崇 史 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

品 名	数 量
深皿	20,500枚
スプーン	19,400本

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和8年3月31日まで

3 指名競争入札指名業者

日本調理機株式会社群馬営業所

株式会社中西製作所群馬営業所

総合厨房設備株式会社（予定価格超過）

議案第109号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

太田市長 穂 積 昌 信

廃止路線

番号	整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	15-1089	太田台之郷町1089号線	太田市 台之郷町1356番2	地先
			太田市 台之郷町1356番2	地先
2	15-789	太田台之郷塚本789号線	太田市 台之郷町1356番5	地先
			太田市 台之郷町1356番10	地先

認定路線

番号	整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	12-1489	太田福沢町1489号線	太田市 福沢町146番2 地先	なし
			太田市 福沢町146番5 地先	
2	12-1490	太田龍舞町1490号線	太田市 龍舞町2066番3 地先	なし
			太田市 龍舞町2056番7 地先	
3	13-1347	太田由良町1347号線	太田市 由良町1111番19 地先	なし
			太田市 由良町1111番14 地先	
4	13-1348	太田泉町1348号線	太田市 泉町1425番5 地先	なし
			太田市 泉町1425番9 地先	
5	15-1098	太田台之郷町1098号線	太田市 台之郷町1356番2 地先	なし
			太田市 台之郷町1358番1 地先	
6	22-858	新田南北858号線	太田市 新田村田町586番8 地先	なし
			太田市 新田村田町586番10 地先	
7	41-375	藪塚本町第一375号線	太田市 藪塚町2003番10 地先	なし
			太田市 藪塚町2003番12 地先	